

第5次基本構想・後期基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

1 委託件名

第5次基本構想・後期基本計画策定支援業務委託

2 委託の期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

3 委託の目的

令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画の策定支援を目的とする。

4 第5次基本構想・後期基本計画の位置付け

令和3年度から令和12年度までを構想期間とする第5次基本構想の後半5年間分についての基本計画である。

5 委託業務の内容

受託者は、第5次基本構想・後期基本計画策定に係る必要な資料の収集及び調査を行い、策定を支援する。必須業務は以下のとおりとする。

(1) 基礎調査の実施及び人口ビジョンの修正（令和6年6～9月）

後期基本計画策定のベースとなる基礎調査の実施及び既存の人口ビジョンを修正するため、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計や本市の人口動態等の更新を踏まえ、年齢別や地域別の人口推計を実施し、集計データと分析結果の提供を行う。また、財政分析及び財政推計の作成を行う。

(2) 市民意向調査の実施（令和6年7～9月）

階層別抽出による市民アンケート調査を実施すること。標本数は2,000人とし（サンプリングは委託者で行う。）、アンケート用紙の作成、集計、グラフ化を行い、分析して、その結果を冊子及び電子データにまとめ提出するものとする。

なお、アンケートは委託者が郵送により実施するものとし、回収については、インターネット回答を併用する。また、関連経費は委託料に含むも

のとする。(ただし、発送及び返信に使用する郵便料のみ、委託者の負担とする。)

(3) データブックの作成(令和6年6~9月)

データの集計、グラフ化を行い、またそのデータの分析を支援し、結果を冊子及び電子データにまとめ提出するものとする。

(4) 施策体系の整理等及び後期基本計画の素案作成支援(令和6年度)

施策体系の整理、施策の方向性及び成果・活動指標の見直し等を含め、後期基本計画の素案作成を支援する。

また、その際は、職員を対象に説明会及び個別ヒアリング等を実施する。

なお、本市におけるSDGsの取組を推進すべく、後期基本計画の素案作成支援に当たっては、SDGsの17のゴール及びそれに紐づく169のターゲット等との関係を整理し、SDGsの理念を市民にとって親しみやすい形で反映すること。

(5) 第5次基本構想・後期基本計画の策定支援

以下、③~⑤の会議については、資料調製その他会議の進行・運営のための支援を行うとともに会議への出席を要する。①及び②の会議については、資料調製及び音声データをもとに会議録の作成を行う。

① 策定本部(部長職:令和6年度2回、令和7年度3回開催予定)

政策の重点や盛り込むべき事業等についての検証、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

② 専門部会(課長職:令和6年度4回、令和7年度2回開催予定)

策定本部の指示のもと、前期基本計画の進捗状況や課題等を踏まえた上で後期基本計画(案)をまとめ、策定本部に報告する。

③ 研究会(係長職又は主任職:令和6年度6回開催予定)

データブックの作成及び後期基本計画(案)作成を補助する。

④ 長期計画審議会(学識経験者・団体代表・公募市民:令和6年度3回、令和7年度6回開催予定)

市長の諮問に基づき、後期基本計画の素案を作成する。

⑤ 長期計画審議会起草委員会(長期計画審議会のうち6人程度の委員:令和7年度10回開催予定)

後期基本計画の素案の骨子を作成する。

(6) 第5次基本構想・後期基本計画策定に伴う市民参加

① パブリック・コメント（令和7年10月実施予定）

小金井市市民参加条例第15条の規定により、パブリック・コメントを1か月以上実施するものとする。受託者は、提出された意見の取扱い等について、委託者の求めに応じ助言する。

② 中学生アンケート（令和6年7～9月）

小金井市の将来を担う中学生世代からの意見を計画に反映させるため、小金井市立中学校に通学する3年生全員を対象としたアンケートを実施する。アンケートの作成、集計、グラフ化を行い、分析して、その結果を電子データにまとめ提出するものとする。

なお、アンケートは一人一台配布されているタブレット端末を用いてGoogleフォーム（インターネット回答）により実施する。

③ 高校生世代ワークショップ（令和6年10月）、市民懇談会（令和6年10月）、市民フォーラム（令和7年9月実施予定）

懇談会、ワークショップ等の開催を含め、市民の意向を広く踏まえるために、長期計画審議会と連携し、受託者が実施するものとする。

④ デジタルプラットフォーム等の活用（令和6年10月及び令和7年9月実施予定）

新たな市民参加の手法としてデジタルプラットフォーム等を活用し、より多くの市民の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていくこと。

(7) (仮称) 小金井市デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定支援

まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、第5次小金井市基本構想・前期基本計画と一体的に策定されている第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略を「(仮称) 小金井市デジタル田園都市国家構想総合戦略」となるように改訂を行う。令和6年度に総合戦略の素案を立案するとともに、令和7年度に原案の作成支援を行う。

なお、後期基本計画についても総合戦略と一体的に策定するものとする。

(8) その他

本契約を適切かつ確実に履行するために当然必要と思われるものについては、全て受託者の責任において補足・完備させなければならないものとする。

6 業務上の注意事項

(1) 事務打合せ

受託者は、業務の範囲について委託者との連絡を密にし、かつ、十分な協議を行う等の方法により、業務の目的を達成しなければならない。

(2) 業務報告

受託者は、業務の進捗状況等を必要に応じて、委託者の求めにより業務報告書を提出しなければならない。

(3) 資料の貸与及び返却

委託者は、業務に必要な資料、データ（個人情報に属するものを除く。）を受託者に提供するものとする。ただし、受託者は、これらの資料について業務終了後速やかに返却しなければならない。

(4) 守秘義務

ア 受託者は、本契約の履行により知り得た業務の内容を一切他に漏らしてはならない。また、本契約の履行後又は解除後も存続するものとする。

イ 受託者は、本契約の履行について、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

ウ 受託者は、データの取扱いに当たっては、データの保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、データの滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(5) 成果物の帰属

本業務により作成された成果物は、全て委託者に帰属し、無断で使用できないものとする。

(6) 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、その指示に従わなければならない。

7 成果品

以下のものについては、受託者において、印刷・製本を行う。

① 第5次基本構想・後期基本計画書（令和8年3月）

A4版150頁以下 400部作成 オール4色刷り

② 概要版（令和8年3月）

A4版約8頁 1,000部作成 オール4色刷り

③ 概要版（子ども用）（令和 8 年 3 月）

A4 版約 4 頁 7, 000 部作成 オール 4 色刷り

④ 市民意向調査（令和 7 年 3 月）

A4 版 120 頁以下 200 部作成 オール 4 色刷り

⑤ こがねいデータブック 2024（令和 7 年 3 月）

A4 版 200 頁以下 400 部作成 オール 4 色刷り

※①～⑤については、電子データ(PDF 形式等)を併せて作成すること。

8 支払方法

部分払い 第 1 回 令和 6 年度分・・・令和 7 年 4 月支払い予定

第 2 回 令和 7 年度分・・・令和 8 年 4 月支払い予定

各回の支払いについては、作業報告書及び成果物の納品を確認の上、支払うものとする。

9 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

担当課：小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

電 話：042-387-9800（直通）

E-mail：s010199@koganei-shi.jp

URL：http://www.city.koganei.lg.jp/